**３　公設事務所問題**

**（１）公設事務所とは**

公設事務所とは、日弁連、各地の弁護士会連合会や弁護士会による経済的援助などの関与の下に設立される法律事務所である。公設事務所には、その設置目的の違いから大きく分けて、過疎地型公設事務所（ひまわり基金法律事務所）と都市型公設事務所とがある。以下、それぞれにつき説明する。

**（２）過疎地型公設事務所（ひまわり基金法律事務所等）**

ア　概要

過疎地型公設事務所（ひまわり基金法律事務所等。以下「ひまわり公設」という。）とは、弁護士過疎の解消を主たる目的として設置される公設事務所である。

日弁連は、弁護士過疎・偏在問題に対応するため、1999（平成11）年、会員の特別会費を財源として「ひまわり基金」を設置した。同基金は、弁護士過疎地の法律相談センターに対する経済的援助、ひまわり公設事務所に対する経済的援助に使われている。なお、ひまわり公設に対する経済的援助等としては、開設・引継時の「開設費援助」（内装費用、備品購入費等の援助）が主であり、事務所の運営費（ランニングコスト）は原則自弁である（運営費が不足した際の援助として、「運営費援助」がある。）。

ひまわり公設は、2000（平成12）年6月に島根県浜田市に「石見ひまわり基金法律事務所」が開設されて以来、全国各地に累計117カ所設置され、うち61事務所が任期終了後に定着（一般事務所化）、2事務所が廃止されているため、2016（平成28 ）年10月1日現在、稼働数は、全国54箇所となっている。

ひまわり公設や、その他の個人事務所の開設、後述する法テラスの活動により、2008（平成20）年6月2日にはゼロ地域（地裁支部単位で弁護士が1 人もいない地域）は解消されるに至り、2011（平成23）年12月18日、弁護士が1 人しかいないワン地域もいったんは解消した。もっとも、2016（平成28）年10月1日現在、弁護士ワン地域は再び1カ所となっている。

イ　日本司法支援センター（法テラス）との役割分担

日本司法支援センター（法テラス）も、弁護士過疎の解消を本来の業務の1つとしている（総合法律支援法30条1項7号参照）。法テラスのスタッフ弁護士の法律事務所としては、都市部に設置される扶助国選対応型の事務所と弁護士過疎地に設置される事務所とがあり、弁護士過疎地に設置される地域事務所においては扶助事件や国選事件以外の事件の受任も認められている。弁護士過疎地に設置される事務所は、2016（平成28）年10月1日現在、全国35箇所に設置されている。

法テラスの地域事務所とひまわり公設は、どちらも弁護士過疎の解消を設置目的としており、業務内容も近似している。しかし、その設置要件、運営形態等が異なることから、両者は今後も併存して補完しながら業務を行っていくことが期待されている。

ウ　今後の課題

ひまわり公設は、全国各地で盛況を極め、赴任弁護士の多くは多忙を極めてきた。これは、弁護士過疎地において今まで法的需要が埋もれていたことを示すものである。一つの事務所では受けきれないほどの相談・事件が殺到している地域や、被疑者国選等刑事事件に対応するために複数の事務所が必要とされている地域は多い。また、法律事務所が複数ないと利益相反には対応しきれないという問題もある。特に弁護士ワン地域においては、一方当事者がその地域で唯一の弁護士に相談した場合、他方当事者はその地域で弁護士に相談できないという事態が生じることになり、早急に弁護士ワン地域の解消をする必要性がある。さらに、地裁支部地域単位で考えると弁護士が存在しても、地理的条件等から独立簡裁単位で弁護士が必要な地域もある。これらの問題に対応するため、更にひまわり公設の設置を進める必要がある。

また、ひまわり公設は任期制が採られているところ、ひまわり公設が多く設置されたことにより、赴任弁護士の継続的な育成が課題となっている。都市部の弁護士会においても、ひまわり公設を担う若手弁護士の育成・支援に引き続き力を入れる必要がある。

加えて、司法試験合格者の増加に伴う弁護士数の増加で、地方における弁護士の数も確実に増えつつある。そのため地方の弁護士会からは、日弁連によるひまわり公設への支援はもはや不要であるとの声も聞かれるところである。しかしながら、2018（平成30）年には、新潟県糸魚川市に、新しくひまわり公設事務所を開設することが、決定しているし、いったん消滅したはずの弁護士ワン地域が復活したことからもわかるとおり、ひまわり公設の必要性は未だ消滅していないといえる。

なお、2017（平成29）年には、ひまわり公設事務所への赴任を前提とした応募者が、前年度の半数になり、法テラス赴任を前提とした応募者も２年前の３分の１に減るという状況が生じている。全国のひまわり公設、法テラス地方事務所の弁護士のローテーションを組むには、一定の新規応募者が不可欠である。応募者が減少している原因が都市部への新規登録弁護士の集中などにあるのか、その他の原因があるのか分析が必要である。

**（３）都市型公設事務所**

ア　概要

都市型公設事務所とは、一定の設置目的のために、弁護士会が設立等を支援する公設事務所である。東弁は、東京パブリック法律事務所（池袋）を2002（平成14）年6月に設置したのを皮切りに、2004（平成16）年9月には北千住パブリック法律事務所、同年7月には渋谷パブリック法律事務所を、2007（平成19）年3月には、多摩パブリック法律事務所を設置している。2018(平成30)年3月には渋谷パブリックの本所(渋谷)は閉鎖予定であるが、2016（平成28）年7月7日、26日の二回の常議員会で議論された結果、三田に渋谷パブリックの支所を開設し、今後も臨床法学教育の拠点として活動を継続するという基本方針が賛成多数で承認された。今後は、三田支所を本所化して活動を継続する予定である。

東京以外にも都市型公設事務所が設置されて全国で最大15事務所となったが、その後2事務所が閉鎖され、2017（平成29）年11月現在、都市型公設事務所は、東京、札幌、横浜、大阪、神戸、広島、岡山、福岡で合計13の都市型公設事務所が活動を行っている。

イ　都市型公設事務所の設置目的

都市型公設事務所の設置目的は、各事務所により異なるが、（ア）様々な要因により弁護士へのアクセスが困難な市民に対する法的支援（リーガルアクセス障害の解消）、（イ）裁判員制度などの刑事手続を担う刑事弁護のプロフェッショナルとしての活動、（ウ）弁護士任官の推進・支援、判事補・検事の弁護士経験の受け入れ支援、（エ）ひまわり公設や法テラスなどで公益活動を担う若手弁護士の育成・支援、（オ）法科大学院と連携した臨床教育の支援などがある。近時、任期付き公務員の派遣支援への対応も期待されている。

都市型公設事務所の多くは、上記のうち複数の設置目的に基づいて設置されているが、事務所によって重点が異なる。

ウ　東弁が設置する各法律事務所の特色

東弁が設立した4つの都市型公設事務所においては、相談センターの併設（夜間・土曜日の相談も実施）や地元の自治体、法テラスとの連携などにより、上記（ア）（法的駆け込み寺機能）の実現に努めているほか、設置目的毎に各課題に取り組んでいる。

東京パブリック法律事務所は、上記（ア）及び（ウ）（弁護士任官推進）のほか、上記（エ）（過疎地への弁護士の派遣・養成）を目的に掲げ、設置された。開設以降今までに38 名の新人・若手弁護士を育成鍛錬して弁護士過疎地域に送っている。また、外国人のリーガルアクセス障害の解消のため、2010（平成22）年11 月、外国人部門を開設し、2012 （平成24）年10 月には三田に外国人・国際事件を主として扱うための支所（三田支所）を開設したが、2016（平成28）年8月三田支所は池袋の本部に合流した。

次に、北千住パブリック法律事務所は、全国初の刑事対応型公設事務所であり、上記（イ）（刑事弁護）に重点を置いて、業務に取り組んでおり、重大困難な特別案件等を積極的に受任しているほか、裁判員裁判でも主導的役割を担っている。

多摩パブリック法律事務所も、刑事弁護対応に重点を置き設置された。人口約400 万人に対する弁護士の数が500 名程度にすぎない多摩地域にあって、裁判員裁判や被疑者国選において、大きな役割を果たすことが望まれている。また、多摩地域の自治体との連携を深め、リーガルアクセス障害の解消に寄与している。

渋谷パブリック法律事務所は、國學院大学のキャンパス内に設置され、上記（オ）（法曹養成）を中心とした業務に取り組んでおり、リーガルクリニックを実践するなど、ロースクールにおける法曹養成に力を入れている。ただし、國學院大學のロースクール生の募集停止が決定しており、國學院大学キャンパス内の事務所の閉鎖が決まっている。しかし、2016（平成28）年9月、東京パブリック三田支所が所在していた場所に渋谷パブリック法律事務所三田支所が開設されており、今後の臨床法学教育の拠点となるべく活動を準備している。

エ　今後の課題

（ア）人材確保

各都市型公設事務所において、弁護士過疎地赴任や刑事弁護を担う新人・若手勤務弁護士の確保は一定数なされているものの、経営や指導に当たる所長・副所長格の弁護士及び中堅弁護士の確保が常時課題となっている。期の若い弁護士がその中心メンバーを担うようになり、ベテラン弁護士が不足していることが、多くの都市型公設事務所の悩みである。弁護士法人の制度上、法人債務につき社員が無限連帯責任を負わなければならないが、このことが所長候補者を探すバリアーのひとつになっているという指摘があり、会としては会からの貸付金については、原則として社員の個人責任まで追及しないという取り扱いを執行部において検討している。

（イ）財政基盤の確立

各都市型公設事務所において、現在の最大の課題は財政基盤確立である。公設事務所の性格から経済的単価の低い事案が多く、過払い金訴訟等がほとんどなくなった現在、ある程度の赤字はやむを得ない面があることは否めない。しかし、今後とも多数の法律扶助事件や公益活動を担いながらも、地域の弁護士や他士業との連携、自治体との連携などの工夫を重ねて財政基盤を確立することが望まれるところである。

公設事務所に対する会としての支援のあり方としては、家賃のみならず人件費等の運営費も会で負担するべきだという意見もある一方、自主性を重視し、新規活動を比較的自由に展開できることを阻害しないように、独立採算制を残すことも必要であるという意見もある。都市型公設事務所のあり方の根幹にかかわる問題であるので議論を尽くす必要がある。

（ウ）最後に

都市型公設事務所はこれまで、国民の司法アクセス改善等のために行政機関等地域との連携を積み重ね、刑事弁護のエキスパートたるべく質の高い刑事弁護を実践したりするなど、様々な取り組みを行ってきた。

今後はさらに、これらの取り組みを推し進め、福祉（高齢者・障がい者）、労働、中小零細企業支援当分やごとの専門的取り組みを強化するとともに需要のあるところに積極的にアウトリーチしてゆくことが必要である。そして、このような活動を「新しい弁護士のかたち」としてモデル化し、一般会員へ還元することが求められるのではないか。その意味で都市型公設事務所においては、今後も既存の弁護士像にとらわれることのない先進的な活動を行うことが期待される。更に、その地域の弁護士と連携して、複雑な後見事件等につき、当初の事案を整理して軌道に乗せるまでは公設事務所の経験豊かな弁護士とその地域の若手弁護士が協力して処理を行い、軌道に乗った後は、若手弁護士が単独で処理していくという方法や、研修の拠点としての活動や、OJTの拠点として公設事務所を活用するなどして、その地域に公設事務所があることが、その地域の弁護士にとっても利益となるような活動展開をしていくことが必要である。そして弁護士会においては、そのような都市型公設事務所の活動を支援するため、各種委員会と都市型公設事務所の連携を強めるなどのフォローを行うことが要請されよう。